

鶴見区教育活動サポート事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「校長経営戦略支援予算区担当教育次長執行枠」事業実施要領に基づき、区教育行政連絡会や保護者・地域関係者が参画する会議での意見等を踏まえ、鶴見区内の各学校の運営に関する計画（以下「運営に関する計画」という。）の目標達成に資する事業（以下「鶴見区教育活動サポート事業」という。）の実施にあたり必要な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第2条 予算の範囲内で計画の目標達成に向け、校長が選定する講師が行う講話・講演、実技指導等（以下「講義等」という。）の講師謝礼金及び交通費等（以下「報償金」という。）及び講義等の実施に付随して会場施設を臨時的に借り上げる際に要する経費（以下「会場施設使用料」という。）とともに講義等に付随して必要な教材・物品等（以下「消耗品」という。）を提供する。

(対象)

第3条 事業実施対象は、鶴見区内の市立小・中学校に在籍する児童生徒及び当該保護者並びに教職員とする。

(実施手順)

第4条 校長は、運営に関する計画の目標達成に向け、課題を明確にしたうえで、当該課題を遂行するために必要な知見等を有する講師の人選を行い、講義等の依頼を行うものとする。

2 校長は、講師に対して、講義等を行う目的や期待される効果などを十分に説明するよう努めるものとする。

3 校長は、講師との講義等の企画内容を検討のうえ確定させる。

4 前項の企画内容において会場使用料の支払いを要する場合は、校長は会場施設利用申込日の15日前までに教育委員会事務局総務部教育政策課鶴見区教育担当（以下「鶴見区教育担当」という。）に申出て承認を得なければならない。

5 第3項の企画内容において消耗品の提供を要する場合は、校長は区役所に企画内容を事前に説明のうえ次に定める納品予定時期に応じた申請期限までに鶴見区教育担当に必要な消耗品の申請を行う。

納品予定	申請期限
9月末	同年6月末
11月末	同年8月末

2 月末	前年 11 月末
------	----------

- 6 校長は、講師による講義等を行ったときは、文書により、その講義等内容を鶴見区教育担当に報告しなければならない。

(報償金の支払基準等)

- 第 5 条 講義等 1 時間あたりの謝礼金額や交通費相当額等に係る予算執行上の取扱いについて、「校長経営戦略支援予算」事業実施要領に定めるところによる。

(報償金の請求及び支払手続き)

- 第 6 条 校長は、報償金について、それぞれ、講義等を行った月の翌月 10 日までに必要書類を鶴見区教育担当に送付するものとし、鶴見区教育担当は、請求内容を確認のうえ、速やかに、報償金を講師の指定する口座に振り込む手続を行うものとする。

(会場施設使用料の申出及び請求)

- 第 7 条 校長は、第 4 条第 4 項の会場施設利用申込の承認を得た後に、会場施設の利用申込を行い、会場施設と講義等の実施のための必要な調整を行う。
- 2 校長は、第 4 条第 4 項の規定により承認された会場施設使用料の請求に当たり、講義等実施後、速やかに請求書等の必要書類を鶴見区教育担当に送付するものとし、鶴見区教育担当は請求内容を確認のうえ、係る費用について、会場施設に支払う手続を行うものとする。

(消耗品の購入及び支払手続き)

- 第 8 条 第 4 条第 5 項で提供を行う消耗品は 1 物品あたり 5 万円未満とする。ただし、各申請期限で各校の申請額の総額が 10 万円を超える場合は、総額が 10 万円以内となるよう減額調整した額の範囲とする。
- 2 第 4 条第 5 項の校長からの申請があれば、鶴見区教育担当は申請内容を確認のうえ、消耗品の購入手続き及び係る費用を業者に支払う手続を行うものとする。

(実施期間)

- 第 9 条 事業実施期間は、各年度の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(その他)

- 第 10 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育委員会事務局鶴見区担当教育次長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。